

平成23年11月21日

東日本大震災に係る信用金庫相互支援体制の構築について

社団法人 全国信用金庫協会
会長 大前 孝治

信用金庫業界においては、これまで業界内に構築された相互支援体制の適時適切な運営を通じて、その信用力の維持・向上に努めて参りました。

こうした中、今般の東日本大震災を受けて、被災信用金庫が地域における円滑な金融仲介機能を将来にわたって維持・発展させていくためには、業界による相互支援体制のさらなる充実・強化を図ることが必要との認識のもと、去る11月16日開催の本会第6回理事会において、改正金融機能強化法の特例措置を活用する場合に備えた東日本大震災に係る信用金庫相互支援体制を構築いたしました（別紙参照）。

私ども信用金庫は、相互扶助の精神のもと、地域経済の持続的発展を目指しており、今後も被災地域の復旧・復興に向けて、業界をあげて支援を継続していく所存です。

以上

東日本大震災に係る信用金庫相互支援体制の概要

1. 金融機能強化法を活用した資本増強

被災信用金庫に対して、当該信用金庫が被災地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、改正金融機能強化法の特例措置を活用した資本供与が可能となるよう、現行の相互支援制度の1つである経営力強化制度（資本増強制度）を整備する。

2. 万が一資本整理を実施する場合における業界支援

改正金融機能強化法を活用し資本供与を受けた被災信用金庫が、万が一、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けるに至った場合において必要となる資金について、業界全体で分担するための体制を整備する。

以 上